

研究目的に係る権利制限規定の創設に関する今後の検討について

1. 検討経緯

- 令和元年度は、小委員会における議論の結果、制度設計等の検討を進めるに当たっての視点・留意事項が整理されるとともに、まずは、国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ等を把握することとされ、令和元年度文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」（委託先：一般財団法人ソフトウェア情報センター）が実施された。
- この調査研究によって、研究目的に係る著作物の利用実態やニーズ、円滑な利用に当たっての課題、権利者団体の意向・懸念、検討に当たっての論点等が一定程度明らかになった。一方で、その調査研究報告書では、(i) さらに多くの分野・人数にわたる研究者のニーズを適切にくみ上げるために、より広範・詳細な実態調査を行うことや、(ii) 国際的な制度調和の観点から、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握することが必要である旨、指摘された。
- 令和2年度は、今後の (i) に関する調査研究や小委員会における具体的な制度設計等の検討に資するため、まず、(ii) に関して、令和2年度文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」（委託先：アライド・ブレインズ株式会社）が実施された。
- 一方で、同年度の著作権分科会においては、研究目的での著作物利用にとっても重要な役割を果たしている図書館関係の権利制限規定（法第31条）の見直しに関する検討が進められていたため、(i) に関しては、その見直しによっても対応できない部分を整理した上で調査を行う予定としている。

※ 図書館関係の権利制限の見直しについては、令和2年度の著作権分科会において、「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する報告書」（令和3年2月3日）が取りまとめられ、これを踏まえて、図書館関係の権利制限規定の見直し等を内容とする「著作権法の一部を改正する法律」（令和3年法律第52号）が成立・公布された。

2. 今後の検討の進め方

- 今年度は、(i) に関して、図書館関係の権利制限規定の見直しによっても対応できないニーズについて、より広範・詳細な調査研究を実施することとし、その進捗状況も踏まえながら、適宜、小委員会において、具体的な制度設計等に関する議論を深めることとする。
- 調査研究においては、図書館関係の権利制限規定の見直しによっても対応されないものとして、主に研究成果発表場面における著作物利用のニーズについて実態調査を行うことが考えられる。

(以上)